

倉敷市立西中学校 P T A 表彰慶弔規定

第 1 章 表彰に関する規定

第 1 条 役員として、勤続 1 カ年以上精励した者に対して、役員会の承認に基づき感謝状ならびに記念品を贈る。

第 2 条 会員の中で特別顕著な功績のあった者は、役員会および代議員会の承認に基づき、会長が表彰する。

第 3 条 生徒に特別の善行があるときは、校長の推薦により役員会の承認に基づき、会長が表彰する。

第 4 条 会員以外の者が、本校教育の発展に特別に貢献したときは、役員会の承認に基づき感謝状を贈る。

(1) 表彰候補の提案は、研修部長がこれにあたることを原則とする。

(2) 表彰の時期は、適当と思われるときに行うものとする。

第 2 章 慶弔に関する規定

第 1 条 会員ならびに本校生徒が死去したときは、会長は告別式に参列し、花環ならびに香料として 10,000 円を供える。

第 2 条 特別会員（本校教職員）が死去したときは、会員の死去に準ずる。

第 3 条 役員ならびに特別会員の配偶者および第 1 親等血族が死去したときは、会長は告別式に参列し、香料として 5,000 円を供える。なお、生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

(1) 遠隔地の場合は、会長の参列に代え、弔電その他適当な方法で弔意を表すものとする。

第 4 条 生徒ならびに会員が不慮の災害にあったときは、役員会において審議し、対応を決定する。

第 5 条 特別会員の転退職に際しては、下記のとおり餞別を贈り謝意を表する。

記

1 年 未 満 …………… 2,000 円

1 年 以 上 …………… (2,000 円 + 1,000 円 × 年数) 円

但し、10,000 円を限度とする。

付則 1 本規定は昭和 54 年 4 月 6 日役員会において、この規定の一部を改正し、同日より施行する。

2 本規定は平成 10 年 2 月 5 日役員会において、この規定の一部を改正し、同日より施行する。

3 本規定は平成 13 年 4 月 19 日役員会において、この規定の一部を改正し、同日より施行する。